

# 主な変更について

令和7年度の実施の手引き（Ver. 3）からの主な変更は5点です。ご不明点については、地方支援部までお問い合わせください。

## ■ 主な変更

### 1 具体の支援分野の明記

「地方公共団体のDX」分野における具体の支援分野について、AI（生成AI含む）・RPAの利活用の推進を明記しました。

### 2 課題達成支援事業の廃止

支援方法の1つであった課題達成支援事業について、廃止します。事業の対象となっていた団体においては、引き続き課題対応アドバイス事業への申請が可能ですので、課題解決へ向け、今後とも同事業をご活用ください。

### 3 派遣回数の上限の引き上げ

（旧）一の申請ごとに年5回以内（原則）  
（新）一の申請ごとに年10回以内（原則）

### 4 アドバイス時間の上限・下限設定

（旧）1回の派遣につき2時間以上  
（新）1回の派遣につき2時間以上、7時間以内

### 5 謝金（原則単価）の引き上げ

（旧）1時間当たり6,000円（消費税及び地方消費税）  
（新）1時間当たり7,000円（消費税及び地方消費税）  
なお、地方公務員法第三条第三項に規定する特別職（第一号及び第一の二号に限る）の勤務経験がある者は、1時間あたり10,000円（消費税及び地方消費税別）

※上記なお書きに該当する方は、【様式3】アドバイザー情報（変更）登録書に必要事項を記載の上、Webシステムにアップロードするとともに、在職期間、団体名、職名が客観的に確認できる書類を事務局メールアドレスあて提出してください。